

◆平成21年度男女共同参画週間の標語は「共同参画 新たな社会のパスワード」

男女共同参画社会の実現を目指し、内閣府では平成13年度より「男女共同参画週間（6月23日から29日）」を実施しています。実施にあたり、毎年標語を募集し、週間の趣旨の浸透にあたっています。

平成21年度の標語（最優秀作品）は、宮崎県・和田勉さんの「共同参画 新たな社会のパスワード」です。

そのほか優秀作品として「人と人 違いを力に変えていく」（東京都・藤澤則子さん）、「参画でいきいき男女の 新時代」（群馬県・吉岡敬一郎さん）が選ばれました。

男女共同参画週間の標語（第1回～8回）

- 第1回（平成13年度）
「のびやかに生きる男女の参画社会」
- 第2回（平成14年度）
「その力 共に生かそう 参画社会」
- 第3回（平成15年度）
「参加でわたしが変わる 未来も変わる」
- 第4回（平成16年度）
「お互いの個性がひかる 共同参画」
- 第5回（平成17年度）
「ゆめ育て 人を育てる 共同参画」
- 第6回（平成18年度）
「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」
- 第7回（平成19年度）
「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」
- 第8回（平成20年度）
「わかちあう 仕事も家庭も喜びも」

◆西東京市男女平等推進センターパリティでは、男女共同参画週間期間中に次の事業を開催しました。

■パネル展

テーマ「職場における女性の人権」
住吉会館交流ホールにて展示。

■講演会

テーマ「女性が元気に働けるように」
～ストレスに負けない私になる～
住吉会館研修室にて開演。

◎講師 内田 恵理子さん（臨床心理士）

子育ても仕事も、もっとあなたらしく考え方ひとつでこんなに楽になるのか…と気づかず！今働いてる人、これから働く人に、参加を呼びかけました。

主に企業で働く人を対象にしたカウンセリング業務に携わり、メンタルヘルスやセクシャルハラスメント対策に関するコンサルティングなど、幅広い活動と経験をもとにお話をいただきました。

その内容は、生活や仕事の中で受けるストレスを理解した上でどのようにつきあっているか、働き女性ならではのストレスやその対処法、ストレスをためないための具体的な方法などにわたりました。



内田 恵理子 さん
(筑波大学大学院修了)
女性誌で、女性のキャリアやストレスについて発言することも多い。著書として「自分でできるココロのお手入れ ココロを癒す50の話」ダイヤモンド社「ワークライフバランス 今日から変わる入門講座」朝日新書などがある。

知っていますか？

育児目的で休業した場合の雇用保険給付

雇用保険法では、失業した場合の給付だけでなく、育児目的で休業した場合について、以下のような給付が受けられます。正社員だけでなく、雇用保険の被保険者であればパート、派遣社員も対象となります。

〔雇用保険法・育児休業給付〕

- 育児休業基本給付金
育児を目的に一時的に職場を離れる期間に対して支給されます。
- 育児休業者職場復帰給付金
育児休業を終了した後、職場復帰した場合に支給されます。

〔育児休業給付を受けるための要件〕

- ① 1歳未満、あるいは一定の要件を満たす場合は1歳6か月未満の子を養育する育児休業取得者
- ② 育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数11日以上の方が通算で12か月以上の場合
- ③ 育児休業者職場復帰給付金を受けるためには、職場復帰後、雇用保険の被保険者で引き続き6か月間雇用されていること。

〔雇用保険法・育児休業給付の支給額〕

- 育児休業基本給付金
休業開始時賃金日額×30%（1日あたり）
- 育児休業者職場復帰給付金
休業開始時賃金日額×10%（1日あたり）